

## 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月15日 09時55分ごろ
発生場所	北海道稚内市 <small>（声問埼）</small> 北方沖 稚内港東防波堤東灯台から真方位074° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯45° 25.1′ 東経141° 45.0′）
事故の概要	漁船第三十八 <small>（たつ）</small> 達丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年3月19日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八達丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-21167、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵頭材に曲損、船底キールに欠損等
気象・海象	気象：天気 雪、風向 南南東、風力 1、視程 数十m 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、北海道稚内港北方沖の漁場で毛がに刺し網漁を終え、同港に向けて南進した。</p> <p>船長は、平成30年3月15日09時45分～50分ごろ、声問埼北方1M付近で、降雪により視程が数十mとなったので、レーダーのレンジを拡大して画面の調整を行ったが、稚内港が映らなくなり、船位が確認できない状態で航行を続けていたところ、09時55分ごろ声問埼北方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が僚船に連絡し、タグボートにより引き出されて、稚内港に戻った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.9mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターを起動していたものの、レーダーに稚内港が映らなくなって焦り、GPSプロッターを使用することに思い至らなかった。</p>
分析	本船は、雪で視界制限状態となった声問埼北方沖を南進中、船長が、レーダーで船位が確認できない状況下、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、本件浅瀬に向かう状態となっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、雪で視界制限状態となった声問埼北方沖を南進中、船長が、レーダーで船位が確認できない状況下、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、本件浅瀬に向かう

	状態となっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・GPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。</li><li>・雪や雨でレーダーが見にくい場合には、FTC（雨雪反射抑制）の調節を適切に行うこと。</li></ul>